

守口市防犯灯 LED 化事業 プロポーザル実施要領

平成26年7月
大阪府守口市

守口市防犯灯LED化事業 プロポーザル実施要領

第1章 実施内容

1 趣旨

本市では、地域において町会又は地区防犯委員会等により設置、管理される防犯灯に対して、設置及び電灯料の一部を補助している。また、防犯灯の新たな設置又は取替えに際しては、従来品に比べ長寿命で消費電力やCO₂排出量を削減できるLED防犯灯の設置を推奨している。これに伴い、平成23年度から順次LED防犯灯が設置されているが、市内防犯灯のLED化率は現在10%程度にとどまっている。

そこで、町会等の維持管理負担だけでなく、環境負荷の軽減にも繋がることから、初期費用を抑え、なおかつ早急に実現可能なリース方式により、市内の全防犯灯のLED化を実施する。

本市にとって最も効率的な事業推進を図るため、市内防犯灯の実態調査、調査結果の集計、地図情報(GIS)データベースの作成、維持管理手法の検討、LED防犯灯導入計画の策定、市内防犯灯のLED灯への取替え、保守・維持管理に関する一括提案を公募し、本市にとって最も優れている提案を選定する。本市は、最優秀提案を行った応募者を優先交渉権者として本事業に係る契約を締結し本事業を実施する。

なお、本事業は、一般社団法人低炭素社会創出促進協会から「低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業)」の採択を受け、実施するものである。

2 事業概要

(1) 事業名称等

守口市防犯灯LED化事業

①「守口市防犯灯LED化事業」とは、「守口市LED防犯灯導入調査事業」と「守口市LED防犯灯導入補助事業」の二つの事業の総称とする。

②守口市は、事業の契約を以下のとおり締結する。

ア LED防犯灯導入調査事業

調査・計画会社と本市にて調査業務委託契約を締結する。

イ LED防犯灯導入補助事業

リース会社と本市にて賃貸借契約を締結する。

(リース期間は10年とする。)

(2) 事業場所

大阪府守口市全域

(3) 根拠要綱等

①低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金公募要領
(平成26年4月一般社団法人低炭素社会創出促進協会)

- ② 低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付規程
(平成 26 年 4 月 3 日低炭社協第 26040302 号
一般社団法人低炭素社会創出促進協会)

(4) 事業内容

守口市内の町会又は地区防犯委員会等により設置、管理されている防犯灯を LED 防犯灯に取替え、10 年間のリースとする。

また、市内防犯灯 6,549 灯のうち、728 灯については LED 灯が設置されており(平成 26 年 3 月 31 日現在把握灯数)、この既設 LED 防犯灯の取扱いについての提案も併せて求めるものである。

この既設 LED 防犯灯は、町会等の負担で設置され、市から補助金を交付している。そのため、交付した補助金との差額(計 61 町会。総額：約 6,500 千円)を負担した町会等へ支払い、その費用をリース料金に含め、既設 LED 防犯灯も含め本事業を行うことを考えている。また、維持管理については、守口市防犯灯 LED 化事業で導入する LED 防犯灯(以下、本設備という。)と同様の方式で行うことが望ましいと考えている。

①LED 防犯灯導入調査事業

- ア 本設備導入にあたっての現況調査業務
- イ 地図情報データベース(GIS データ)の作成業務
- ウ LED 防犯灯導入計画の策定業務
- エ 維持管理手法の検討業務
- オ 資料作成(一般社団法人低炭素社会創出促進協会へ実績報告を行う際に必要な資料の作成)業務

②LED 防犯灯導入補助事業

- ア 市の LED 防犯灯導入計画に基づいた業務
- イ 本設備導入に関する施工管理及びその関連業務
- ウ 契約期間内における本設備を用いたサービス提供業務
- エ 契約期間内における本設備の維持管理業務
- オ 契約期間終了後、本設備の所有権移転に関する業務

(5) 事業スケジュール(予定)

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①導入調査事業 補助金交付決定通知 | 平成 26 年 7 月下旬 |
| ②調査事業 契約締結 | 平成 26 年 8 月下旬 |
| ③調査事業 実施期間 | 平成 26 年 10 月下旬まで |

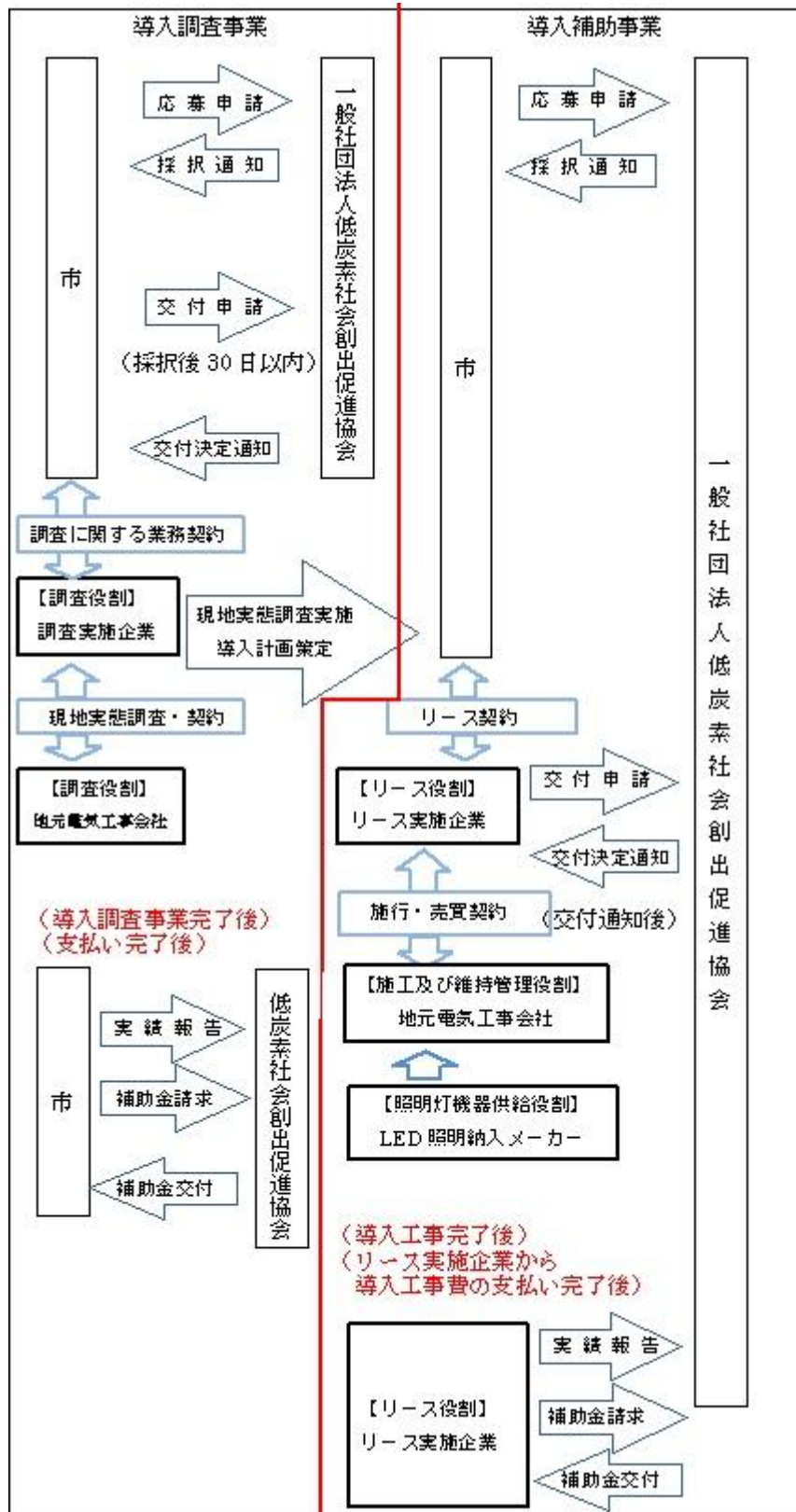
④調査事業 集計	平成 26 年 11 月上旬まで
⑤調査事業 実績報告 (守口市)	平成 26 年 11 月中旬
⑥導入事業 契約締結	平成 26 年 11 月中旬
⑦導入補助事業 補助金交付申請 (リース会社)	平成 26 年 11 月中旬
⑧導入事業 実施期間 (補助金交付決定通知後)	平成 27 年 2 月末日まで
⑨リース開始	平成 27 年 3 月 1 日

(6) 提案金額

以下に示す事業価格の範囲で業務内容を提案すること。

- ① LED 防犯灯導入調査事業
18,000,000 円 (消費税および地方消費税相当額を含む) を上限とする。
- ② LED 防犯灯導入補助事業 (リース料金)
134,640,000 円/120 ヶ月 (消費税および地方消費税相当額を含む) を上限とする。

(7) 事業全体イメージ (モデル図)



3 応募条件

(1) 応募者

- ①応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業あるいは共同企業体とする。(以下「応募者」とは、共同企業体の場合、共同企業体を構成する企業全てをいう)
- ②共同企業体で応募する場合、代表者はリース会社とし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- ③参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④応募者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。
- ⑤応募者は、次の役割の全てを担い、共同企業体の場合は各構成員が以下の役割を分担する。
 - ア 本市との契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う
 - イ 調査・施工・メンテナンスや製品供給等の多様なサービスを提供する。

(2) 応募者の資格要件

- ①応募者（共同企業体の場合は代表者）が本市の入札参加資格登録業者であること。
- ②応募者（共同企業体の場合は代表者）は、大阪府内に本店もしくは支店、営業所があること。
- ③応募者は、本提案募集の内容を十分に遂行できる者であること。特に、LED 防犯灯導入補助事業については、対象となる全ての防犯灯の取替えを工期内に完了させ、平成 27 年 3 月 1 日にリースを開始できる者であること。
- ④応募者（共同企業体の場合は代表者）は、地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業）交付要綱（平成 25 年 2 月 14 日環地温発第 1302141 号）第 4 条第 2 項アからエのいずれかに該当する者であること。
- ⑤応募者は、管理技術者と副管理技術者を定める。
【様式第 3 号－ 2】【様式第 3 号－ 3】
- ⑥応募者は、各種対策によりエネルギー削減量を提案できる者であること。
- ⑦応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ②実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、守口市が措置する指名停止の処分を受けている者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- ④民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更正手続開始の申立てをしている者。
- ⑥納めるべき税金を滞納している者。

4 事業者選定の流れ

(1) 日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公募（守口市 HP に掲載）	平成 26 年 7 月 11 日
実施要領配布期間	平成 26 年 7 月 11 日～7 月 18 日
参加表明受付期間（随時資格審査を行い通知）	平成 26 年 7 月 11 日～7 月 18 日
実施要領に関する質問受付期間	平成 26 年 7 月 11 日～7 月 18 日
質問への回答	平成 26 年 7 月 24 日
提案書の提出期間	平成 26 年 7 月 11 日～7 月 31 日
プレゼンテーション、優先交渉権者の選出	平成 26 年 8 月 6 日
審査結果通知	平成 26 年 8 月 8 日
詳細協議 ※1	平成 26 年 8 月中旬
契約事業者の選定 ※2	平成 26 年 8 月中旬

※1 詳細協議

優先交渉権者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について本市との間で詳細協議を進めるものとする。

※2 契約事業者の選定

優先交渉権者は、本市との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点交渉権者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、優先交渉権者又は次点交渉権者の負担とする。

(2) プロポーザル実施要領等の配布

①実施要領配布期間

平成 26 年 7 月 11 日（金）から 7 月 18 日（金）まで
（土曜・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

②配布場所

守口市役所市民生活部コミュニティ推進課
住所：大阪府守口市京阪本通2丁目2番5号

TEL：06-6992-1520

FAX：06-6991-5930

守口市ホームページでもダウンロードできます。

URL：http://www.city.moriguchi.osaka.jp/contents/index.html

(3) 質問

①質問方法

質問書【様式第1号】を使用し、質問対象の引用文（文章名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載すること。

②質問提出方法

電子メールのみとする。

件名を「守口市防犯灯LED化事業に係る質問」とすること。

電子メール送信後、必ず電話により受信を確認すること。

③提出先

守口市役所市民生活部コミュニティ推進課

E-mail：Mori_cosui@city-moriguchi-osaka.jp

TEL：06-6992-1520（直通）

④実施要領に関する質問受付期間

平成26年7月11日（金）から7月18日（金）まで

（ただし、電話による受信確認は、

土曜・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

⑤質問への回答

7月24日（木）に守口市HPに質問内容と回答を掲載し、それをもって質問への回答とする。その際、質問者名は公表しない。また、個別対応は行わない。ただし、参加表明に関する質問は、随時個別に回答する。

なお、質問事項が重複していると本市が判断したものは、整理して回答する。意見表明等、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

5 参加表明書及び提案書の提出について

(1) 参加表明書

①提出書類及び提出部数

応募者及び応募者の構成員は、以下ア～オの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを9部（正本1部、副本8部）提出すること。

ア 参加表明書 【様式第2号】

イ 共同企業体構成表 【様式第3号-1】

共同企業体で応募する場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役

割分担を明確にすること。

ウ 管理技術者通知書及び副管理技術者通知書

【様式第3号-2】【様式第3号-3】

(技術者実績については、類似の事業実績があれば記入すること)

エ 企業概要等 【様式第4号-1】【様式第4号-2】

様式第4号にはA4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴など、以下の項目を網羅したものを一部に綴じること。

(a) 所在地、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、類似事業の実績、その他【様式第4号-1】

注1：「類似事業の実績」については、普通地方公共団体において、環境省小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業で発注されたLED防犯灯導入調査事業、LED防犯灯導入補助事業の履行実績、LED防犯灯納入実績を記載すること。

なお、応募者の構成企業の中にLED照明納入メーカーが含まれていない場合のLED防犯灯納入実績は、リース会社が取り扱ったLED防犯灯納入実績数を記載すること。

注2：企業概要は、通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

(b) 企業状況確認表、応募者の資格制限の確認【様式第4号-2】

オ 財務諸表等

最新決算年度の確定申告分の法人税、損益計算書、貸借対照表、財務諸表付属明細表、利益処分計算書、などの財務諸表の写しを綴じたもの。損益計算書及び貸借対照表に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。

また、上記の他に、有価証券報告書(報告を作成していない場合は、税務申告書)の写しを併せて提出すること。

②提出期間

平成26年7月11日(金)から7月18日(金)まで

(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 提案書

①提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部(正本1部、副本8部)提出すること。

ア 見積書(任意様式)

守口市LED防犯灯導入調査事業及び守口市LED防犯灯導入補助事業(1年間のリース料)の各費用積算が確認できる見積書(税抜き)

イ 提案書提出届【様式第6号】

ウ LED防犯灯導入調査事業提案書【様式第7号】

本要領「10 LED防犯灯導入調査事業特記仕様(1)～(7)」に示す項目

についての提案を、A 4 版 10 枚以内で記述すること。

エ 使用機器提案書【様式第 8 号】

本事業で使用する機器については、本市の防犯灯設置状況を理解したうえで（参照：下表 関西電力電灯料金請求区分別防犯灯数）、従来と同等の明るさを確保できる器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他当該防犯灯器具仕様に基づいた内容説明（数値的根拠を含む）、等について、A 4 版 3 枚以内で記載すること。

※関西電力電灯料金請求区分別防犯灯数(平成 26 年 3 月 31 日現在把握灯数)

関西電力電灯料金請求区分	防犯灯数 (内 LED 灯数)
1 0 w	6 8 1 灯 (6 8 1 灯)
2 0 w	8 8 灯 (3 1 灯)
4 0 w	5 , 0 4 3 灯 (1 6 灯)
6 0 w	2 1 8 灯
1 0 0 w	3 2 0 灯
2 0 0 w	1 9 6 灯
3 0 0 w	3 灯
合 計	6 , 5 4 9 灯 (7 2 8 灯)

オ 工事計画書【様式第 9 号】

設置工事の実施計画、既設 LED 灯の取り扱い、既存の機器の処分について、A 4 版 3 枚以内で記載すること。特に地元企業活用については具体的に提案すること。

カ 維持管理等提案書【様式第 10 号－1、第 10 号－2、第 10 号－3】

a 維持管理計画書【様式第 10 号－1】

防犯灯の維持管理については、地域との連携が不可欠であり、防犯灯の不具合の際の自治会との連絡体制を築くことが重要と考える。

このことを踏まえ、設備の点検・補修など維持管理業務に関する計画内容について A 4 版 3 枚以内で記載すること。

b 緊急時対応提案書【様式第 10 号－2】

機器の不具合を発見又は通報を受けたときの対応、サポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A 4 版 3 枚以内で記載すること。

- c 既設 LED 灯取扱提案書【様式第 10 号- 3】
既設 LED 灯の維持管理について、計画内容を A 4 版 3 枚以内で記載すること。

②提出期間

平成 26 年 7 月 11 日（金）から 7 月 31 日（木）まで
（土曜・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 作成要領

- ①使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは原則として MS 明朝体 12 ポイントで統一すること。
- ②各提案書類には、各ページ下中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③提案内容のうち、以下の様式については、地元企業の活用方法について具体的な内容を含んだ提案をすること。

- ・ [オ 工事計画書【様式第 9 号】]

- ・ [カ 維持管理等提案書【様式第 10 号- 1、第 10 号- 2、第 10 号- 3】]

(4) 提出方法

持参または郵送（配達確認ができるもので、平成 26 年 7 月 31 日午後 5 時までにコミュニティ推進課必着）

(5) 提出先

〒570-8666
守口市役所市民生活部コミュニティ推進課
住所：大阪市守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号
TEL：06-6992-1520（直通）
FAX：06-6991-5930

(6) 参加を辞退する場合

応募者が守口市防犯灯 LED 化事業の公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式第 5 号】を平成 26 年 7 月 31 日までに事務局に持参すること。

6 選考方法

(1) 評価について

提出書類及びプレゼンテーションをもとに選定委員会にて総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(2) 参加表明書（書類審査）

- ①プレゼンテーション参加資格の有無について、参加表明書を用いて審査を行い、参加表明書提出者に対して審査結果を通知する。なお、審査結果の通知前であっても、応募者は提案書を提出することができる。
- ②審査の結果、プレゼンテーションへの参加について通知された者はプレゼンテーションに参加するものとする。

(3) 提案書（プレゼンテーション）

- ①プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を具体的に説明するものとする。
- ②プレゼンテーションは1応募者あたり30分以内（説明15分、質疑応答15分）を予定している。（参加者の数によって変更する場合がある。）
- ③プレゼンターは6名以内とする。
- ④プレゼンテーション審査の日時と場所
日時 平成26年8月6日（水）午前10時より順次
場所 守口市役所1号別館3階 第2委員会室
- ⑤プレゼンテーションの順番及び開始時刻
プレゼンテーションを行う順番については、守口市防犯灯LED化事業者選定委員会立ち会いの下、くじにより決定し、平成26年7月下旬に提案者ごとに開始時刻と合わせて文書により通知する。

⑥注意事項

- ア プロジェクター及びスクリーンは、本市が準備する。
- イ パソコン、その他説明に必要なものがある場合は、参加者が用意すること。
- ウ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- エ 当日、追加書類等の配付は認めない。（パワーポイント等での説明資料も含む）

(4) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに応募者全員に直接文書で通知する。また、市ホームページにて、優先交渉権者及び次点交渉権者名を発表する（共同企業体の場合、代表者であるリース会社の社名を発表する）。
電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

7 評価基準について

本プロポーザルでは、以下の項目について重点的に評価を行う。

(1) 提案全体を通しての評価

- ①地元企業の活用

- ②調査・計画・施工・維持管理のバランス
- ③実施工程の実現性
- (2) LED防犯灯導入調査事業についての評価
 - ①地元住民との関わり
 - ②調査手法
 - ③調査項目
- (3) 使用機器について
 - ①使用照明器具の採用理由
 - ②使用防犯灯の種類数（消費電力別）
- (4) 工事について
 - ①地元企業の活用
 - ②工事体制
- (5) 維持管理について
 - ①地元企業の活用
 - ②緊急時の対応
 - ③既設LED灯の取扱い
- (6) その他
 - ①応募者の類似事業実績
 - ②提案金額

8 契約期間終了時の取扱い

- (1) 契約期間終了後、事業者の設置した設備の所有権は、本市に無償で譲渡すること。
- (2) 無償譲渡以外の措置が講じられる場合については、別途本市とリース会社の間で協議を行う。

9 留意事項

- (1) 応募に関する留意事項
 - ①費用負担

応募に関するすべての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

②提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 本市は、参加者に無断で防犯灯 LED 化事業以外の目的で提出書類を使用したり、情報を洩らさない。

ただし、守口市情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。

③特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤1 応募者の複数提案禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥複数の応募者の構成員になることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

⑦構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

⑧提出書類について

本市の指示による以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

⑨提出期限後の問い合わせには応じない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処置を行うことがある。

ア 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載をしなかった場合。

- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ウ 本実施要領に違反すると認められた場合。
- エ プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
- オ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げた場合。

②必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

①誠実な業務遂行

- ア 事業者は、実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、本市との間で誠意をもって協議すること。
- ウ 業務の遂行上知り得た内容は、他人に洩らさないこと。

②事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行する。市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③事業の継続が困難となった場合における措置

- ア 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は、事業者との契約を解除することができるものとする。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、市は、事業者との契約を解除することができる。
- ウ 上の ア 又は イ により契約を解除した場合には、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- エ 不可抗力その他市又は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と事業者は、事業継続の可否について協議する。

第2章 仕様内容

10 LED 防犯灯導入調査事業特記仕様

- (1) 業務計画
業務の内容・趣旨を把握したうえで、仕様内容に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成、提出するものとする。
- (2) 資料収集整理
当該業務の実施にあたっては、市が提供する地図などの既存資料を整理するものとする。
- (3) 現地調査及びデータベースの作成
 - ①現地調査
当該業務では、守口市内に設置されている全ての防犯灯を対象とした現地調査を行うものとする。現地調査では、前項で整理した既存資料の内容を踏まえて、以下の項目を調査するものとする。
【調査項目】
 - ア 照明器具の種別及び消費電力
 - イ 設置場所（住所、電柱・ポール柱などの区別、電源を供給する関西電力の電柱番号）
 - ウ 照明器具設置の高さ
 - エ その他
※調査実施前に守口市と協議のうえ最終決定するものとする。
 - ②データベースの作成
当該業務では、既存資料および現地調査によって整理した防犯灯（移設する場合は移設後の位置）について、位置情報と整合させたデータベースを作成するものとする。
- (4) LED 防犯灯導入計画の策定
 - ①現況分析による条件設定
現地調査に基づき計画条件及び計画上の基本事項の整理、検討を行うものとする。当該計画においては、既存防犯灯の設置されている場所や、周辺施設の状況、防犯上の観点等を踏まえて必要とされる明るさを設定するものとする。
 - ②照明器具の採用
前項により設定された条件に基づき、場所ごとに必要な明るさを満足する照明器具を採用すること。また、採用した照明器具は、本市が指定する期間中、指定場所においてテスト設置すること。

当該業務では、低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付規程（平成26年4月3日低炭社協第26040302号 一般社団法人低炭素社会創出促進協会）に定められた『『地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業』におけるLED照明技術基準』を満たす照明器具を採用するものとし、LED照明納入メーカーは、品質マネジメントシステムISO9001、及び環境マネジメントシステムISO14001を取得していること。

③導入計画の策定

ア 導入計画の決定

イ 仕様書の作成（工事仕様書、使用機器仕様書）

(5) 維持管理手法の検討及び仕様書作成

当該事業で導入するLED防犯灯を効率的に維持管理するための手法を検討し、保守点検及び維持管理仕様を作成するものとする。

(6) 成果品

①調査事業において得られた防犯灯の位置を記載した地図については、紙媒体とデータ媒体を提出すること。

②守口市が一般社団法人低炭素社会創出促進協会へ導入調査事業の実績報告を行う際に必要な資料を提出すること。

(7) GISシステム納品

本市で使用しているパソコンで利用可能なGISシステムを納品すること。

パソコン仕様

CPU：Intel(R)Core(TM)i5-3470CPU@3.20GHz

OS：win7 professional

メモリ：4.00GB（3.40GB使用可）

HDD：Cドライブ：空き容量123GB Dドライブ：空き容量81.5GB

11 工事仕様

(1) LED防犯灯導入調査事業特記仕様により作成された導入計画に基づき、工事計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。

(2) 既存防犯灯を取り外し、機器を設置すること。機器の設置工事時間、交通規制等の安全対策については、関係機関との協議により決定すること。

(3) 関西電力へ申請している電灯料金請求区分（ワット数）の変更に関しては、契約者（町会又は地区防犯委員会等）ごとに次の3点を市に提出すること

①設置機種のワット数がわかる書類

②施工証明書兼電気設備図面

③低圧電気使用申込書

- (4) 工事については、地元企業の活用なども考慮すること。
- (5) 本事業の維持管理対象となる全ての防犯灯に管理番号を付与すること。また、付与した管理番号については、わかり易く表示すること。
その際、本事業で設置した LED 防犯灯と既設 LED 防犯灯を区別して管理番号を付与すること。
- (6) 取り外した照明器具は、事業者が責任をもって処分すること。
- (7) 工事に係る瑕疵については、市は関知しない。

12 リース仕様

- (1) リース料金算定においては、一般社団法人低炭素社会創出促進協会から民間会社へ支払われる補助金（補助率 1 / 4 : 上限 1,500 万円）を考慮すること。
- (2) 契約期間中、リース会社は、機器が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (3) 点検・補修などについて、契約期間中、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。また、地元企業の活用なども考慮すること。
- (4) 機器の不具合を発見又は通報を受けたときは、平日 48 時間（2 日）以内に状況を確認すること。確認の結果、照明器具交換や補修等の工事が必要になった場合は、速やかに実施すること。
- (5) 機器の不具合が、故意または過失による損害、暴動による損害、原子力による損害、地震・噴火・津波による被害など、不可抗力によるもの以外の場合は事業者の責任において補修を行うものとする。詳細については、リース会社が加入している動産総合保険適用範囲に基づき、本市と協議のうえ対応する。